

令和8年度 市民税・県民税 申告の手引き

「市民税・県民税」の申告書は、あなたの個人住民税（市民税・県民税）や国民健康保険税、介護保険料等を算定するための重要な資料です。また、色々な証明や各種公共サービスを受けるための基礎にもなりますので、この『申告の手引き』をよくお読みいただき、申告が必要な人は必ず申告をお願いします。ただし、所得税の確定申告をした場合、市民税・県民税申告は必要ありません。

申告期間は、令和8年2月16日（月）から3月16日（月）までです。

市民税・県民税申告フローチャート

※あくまで一般的な例です。ここに載っていない事例や当てはまらないパターン等もあります。

ご不明な点は本庁税務課までお問い合わせください。

スタート：令和8年1月1日時点で赤磐市に住んでいて、赤磐市に住民登録がある

いいえ

赤磐市への申告は不要です。
令和8年1月1日に住民登録があった
市区町村へお問い合わせください

令和7年1月1日から12月31日までの間にどんな収入がありましたか？

はい

収入なしあり
非課税収入のみ
(遺族年金・障害年金等)

- ・国民健康保険に加入している世帯である
- ・所得課税（非課税）証明書が必要である
- ・各種公共サービスの手続き上、申告が必要である

はい

市県民税申告
赤磐市へ提出
申告不要

主に年金収入

公的年金収入のみで400万円を超える

はい

確定申告
瀬戸税務署へ提出

公的年金以外の所得が20万円を超える

いいえ

追加で申告したい控除がある

いいえ

市県民税申告
※所得税の還付申告を受ける場合は確定申告。
瀬戸税務署へ提出

いいえ

申告不要

市県民税申告
赤磐市へ提出

主に給与収入

- ・給与（1か所）の年末調整が済んでおり、事業所から市へ給与支払報告書が提出されている

- ・給与以外の所得が20万円以下である
- ・事業所から市へ給与支払報告書が提出されていない

- ・年末調整が済んでいない、内容に変更がある
- ・年末調整はしたが追加する控除（医療費控除や寄附金控除等）がある
- ・給与収入が2,000万円以上ある
- ・給与（1か所）の他に副収入が所得で20万円（給与所得・退職所得除く）以上ある
- ・給与が2か所以上あり、年末調整されなかった給与の収入金額と各種の所得金額（給与所得・退職所得を除く）との合計金額が20万円を超える

確定申告

瀬戸税務署へ提出

- ・事業、農業、不動産等の所得があるが、所得税はかかるない
- ・確定申告の必要はないが、その他所得（雑所得、一時所得等）がある
- ・確定申告の必要はないが、住民税が課税される方で各種控除（医療費控除等）を追加したい

市県民税申告
赤磐市へ提出

- ・事業、農業、不動産等の所得があり、所得税がかかる
- ・土地や建物、山林の譲渡・売却による申告がある
- ・株式、FX、投資信託、先物取引等による申告がある

確定申告
瀬戸税務署へ提出

◇お問い合わせ先◇

〒709-0898 赤磐市下市344番地 赤磐市役所 税務課 市民税班 TEL: 086-955-0951 (直通)

※確定申告については瀬戸税務署へ TEL: 086-952-1155

▽市県民税申告に必要なもの

市民税・県民税申告書 + 下記の書類のうち該当するもの (※提出方法は 12 ページ参照)

所得関係	営業・農業・不動産	収支内訳書(作成済のもの)※申告会場で申告する場合は前年度の控えも持参ください
	配 当	配当等の支払通知書、特定口座年間取引報告書 など
	給 与	給与所得の源泉徴収票
	雑(公的年金等)	公的年金等の源泉徴収票
	雑(業務・その他)	個人年金・講師報酬(謝金)・水道メーター検針委託料等の支払調書
	一 時	生命保険・損害保険の満期等の支払調書
	譲渡・先物取引	※土地建物・株式等の譲渡所得、先物取引の所得のある人は、瀬戸税務署で確定申告をしてください。
控除関係	社会保険料控除*1	国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・任意継続の社会保険料・介護保険料等の領収書や支払った金額の分かるもの、また、国民年金保険料で控除を受ける場合は、日本年金機構から送付される「国民年金保険料控除証明書」または保険料の領収証書等。
	小規模企業共済等掛金控除*1	支払った掛金の額の証明書
	生命保険料控除*1	保険会社が発行した控除証明書(支払額証明書)
	地震保険料控除*1	保険会社が発行した控除証明書(支払額証明書)
	障害者控除*1	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書
	国外居住親族の扶養控除等*1 ※外国語で書かれている場合、日本語の翻訳文を添付	親族関係書類・送金関係書類 ※対象となる扶養親族等が 30 歳以上 70 歳未満の場合、以下の条件に該当する必要があります、添付資料が必要です。 ・留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者：留学ビザ等書類 ・障害者：障害の程度を証明する書類 ・生活費又は教育費に充てるための支払いを 38 万円以上受けている者
	医療費控除	医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書、各種証明書(おむつ使用証明書など) ※明細書は医療を受けた人ごとに集計し、記入してください。
	寄附金控除	寄附した団体などから交付された受領書や領収書

* 1 給与所得者で、年末調整の際すでに控除を受けているものは、証明書等の添付または提示の必要はありません。

* 2 マイナンバー(個人番号)を記載した申告書を提出する場合、本人確認書類が必要です。

1点で受付可能なもの：マイナンバーカード

2点以上必要なもの：(通知カード、個人番号通知書もしくはマイナンバーが記載された住民票)
+ (運転免許証・障害者手帳・旅券・在留カード・年金手帳・基礎年金番号通知書等)

▽所得の種類と計算方法

事業所得	営業等	・卸売業、小売業、飲食店業、製造業、建設業、運輸業、サービス業(クリーニング・理髪・美容等)、自由職業(医師・画家・外交員等)、漁業等から生じる所得 ◎収入金額 - 必要経費 - 専従者控除 = 営業所得
	農業	・米、野菜、果樹等の栽培、家畜の育成、酪農品の生産等から生じる所得※ ◎収入金額 - 必要経費 - 専従者控除 = 農業所得
不動産所得		・土地建物等の貸付け等によって生じる所得 ◎収入金額 - 必要経費 - 専従者控除 = 不動産所得
利子所得		・公社債および預貯金の利子等の所得 ◎収入金額 = 利子所得
配当所得		・株式に対する利益の配当等の所得 ◎収入金額 - 株式等を取得するための負債の利子 = 配当所得

給与所得	<ul style="list-style-type: none"> 勤務先から受ける給料・賃金・賞与等の所得 <p>◎給与所得の速算表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>給与等の収入金額の合計額 (円)</th><th>給与所得の金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～650,999</td><td>0円</td></tr> <tr> <td>651,000～1,899,999</td><td>給与収入－650,000円</td></tr> <tr> <td>1,900,000～3,599,999</td><td>給与等の収入金額の合計額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨ててください＝算出金額: A</td><td>A × 2.8－ 80,000円</td></tr> <tr> <td>3,600,000～6,599,999</td><td></td><td>A × 3.2－440,000円</td></tr> <tr> <td>6,600,000～8,499,999</td><td>(収入金額 × 0.9)－1,100,000円</td></tr> <tr> <td>8,500,000～</td><td>給与収入－1,950,000円－所得金額調整控除※</td></tr> </tbody> </table>		給与等の収入金額の合計額 (円)	給与所得の金額	～650,999	0円	651,000～1,899,999	給与収入－650,000円	1,900,000～3,599,999	給与等の収入金額の合計額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨ててください＝算出金額: A	A × 2.8－ 80,000円	3,600,000～6,599,999		A × 3.2－440,000円	6,600,000～8,499,999	(収入金額 × 0.9)－1,100,000円	8,500,000～	給与収入－1,950,000円－所得金額調整控除※																																	
給与等の収入金額の合計額 (円)	給与所得の金額																																																		
～650,999	0円																																																		
651,000～1,899,999	給与収入－650,000円																																																		
1,900,000～3,599,999	給与等の収入金額の合計額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨ててください＝算出金額: A	A × 2.8－ 80,000円																																																	
3,600,000～6,599,999		A × 3.2－440,000円																																																	
6,600,000～8,499,999	(収入金額 × 0.9)－1,100,000円																																																		
8,500,000～	給与収入－1,950,000円－所得金額調整控除※																																																		
<p>※所得金額調整控除</p> <p>下記に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が適用されます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件 (いずれかに該当)</th><th>所得金額調整控除 計算式</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給与等の収入金額 が 850 万円超</td><td>(給与等の収入額(1,000 万円を超える場合は 1,000 万円)－850 万円) × 10% ※小数点以下切上げ・上限 15 万円</td></tr> <tr> <td>給与収入と公的年 金等の収入がある</td><td>(給与所得(10 万円を超える場合は 10 万円)十公的年金等に係る雑所得(10 万円を超える場合は 10 万円))－10 万円</td></tr> </tbody> </table>		条件 (いずれかに該当)	所得金額調整控除 計算式	給与等の収入金額 が 850 万円超	(給与等の収入額(1,000 万円を超える場合は 1,000 万円)－850 万円) × 10% ※小数点以下切上げ・上限 15 万円	給与収入と公的年 金等の収入がある	(給与所得(10 万円を超える場合は 10 万円)十公的年金等に係る雑所得(10 万円を超える場合は 10 万円))－10 万円																																												
条件 (いずれかに該当)	所得金額調整控除 計算式																																																		
給与等の収入金額 が 850 万円超	(給与等の収入額(1,000 万円を超える場合は 1,000 万円)－850 万円) × 10% ※小数点以下切上げ・上限 15 万円																																																		
給与収入と公的年 金等の収入がある	(給与所得(10 万円を超える場合は 10 万円)十公的年金等に係る雑所得(10 万円を超える場合は 10 万円))－10 万円																																																		
<ul style="list-style-type: none"> 公的年金等 年金・恩給等の所得 <p>年齢によって2つに区分されます。下記の表に当てはめて計算します。</p>																																																			
<p>◎公的年金等所得金額の速算表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">受給者 の年齢</th><th rowspan="2">公的年金等の 収入金額 (A)</th><th colspan="3">公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額</th></tr> <tr> <th>1,000 万円以下</th><th>1,000 万円超 2,000 万円以下</th><th>2,000 万円超</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">65歳未満 (昭和 36 年 1月 2 日以後 生まれ)</td><td>130 万円以下</td><td>A－600,000円</td><td>A－500,000円</td><td>A－400,000円</td></tr> <tr> <td>130 万円超 410 万円以下</td><td>A × 0.75－275,000円</td><td>A × 0.75－175,000円</td><td>A × 0.75－75,000円</td></tr> <tr> <td>410 万円超 770 万円以下</td><td>A × 0.85－685,000円</td><td>A × 0.85－585,000円</td><td>A × 0.85－485,000円</td></tr> <tr> <td>770 万円超 1,000 万円以下</td><td>A × 0.95－1,455,000円</td><td>A × 0.95－1,355,000円</td><td>A × 0.95－1,255,000円</td></tr> <tr> <td>1,000 万円超</td><td>A－1,955,000円</td><td>A－1,855,000円</td><td>A－1,755,000円</td></tr> <tr> <td rowspan="6">65歳以上 (昭和 36 年 1月 1 日以前 生まれ)</td><td>330 万円以下</td><td>A－1,100,000円</td><td>A－1,000,000円</td><td>A－900,000円</td></tr> <tr> <td>330 万円超 410 万円以下</td><td>A × 0.75－275,000円</td><td>A × 0.75－175,000円</td><td>A × 0.75－75,000円</td></tr> <tr> <td>410 万円超 770 万円以下</td><td>A × 0.85－685,000円</td><td>A × 0.85－585,000円</td><td>A × 0.85－485,000円</td></tr> <tr> <td>770 万円超 1,000 万円以下</td><td>A × 0.95－1,455,000円</td><td>A × 0.95－1,355,000円</td><td>A × 0.95－1,255,000円</td></tr> <tr> <td>1,000 万円超</td><td>A－1,955,000円</td><td>A－1,855,000円</td><td>A－1,755,000円</td></tr> </tbody> </table>		受給者 の年齢	公的年金等の 収入金額 (A)	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額			1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超	65歳未満 (昭和 36 年 1月 2 日以後 生まれ)	130 万円以下	A－600,000円	A－500,000円	A－400,000円	130 万円超 410 万円以下	A × 0.75－275,000円	A × 0.75－175,000円	A × 0.75－75,000円	410 万円超 770 万円以下	A × 0.85－685,000円	A × 0.85－585,000円	A × 0.85－485,000円	770 万円超 1,000 万円以下	A × 0.95－1,455,000円	A × 0.95－1,355,000円	A × 0.95－1,255,000円	1,000 万円超	A－1,955,000円	A－1,855,000円	A－1,755,000円	65歳以上 (昭和 36 年 1月 1 日以前 生まれ)	330 万円以下	A－1,100,000円	A－1,000,000円	A－900,000円	330 万円超 410 万円以下	A × 0.75－275,000円	A × 0.75－175,000円	A × 0.75－75,000円	410 万円超 770 万円以下	A × 0.85－685,000円	A × 0.85－585,000円	A × 0.85－485,000円	770 万円超 1,000 万円以下	A × 0.95－1,455,000円	A × 0.95－1,355,000円	A × 0.95－1,255,000円	1,000 万円超	A－1,955,000円	A－1,855,000円	A－1,755,000円
受給者 の年齢	公的年金等の 収入金額 (A)			公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額																																															
		1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超																																															
65歳未満 (昭和 36 年 1月 2 日以後 生まれ)	130 万円以下	A－600,000円	A－500,000円	A－400,000円																																															
	130 万円超 410 万円以下	A × 0.75－275,000円	A × 0.75－175,000円	A × 0.75－75,000円																																															
	410 万円超 770 万円以下	A × 0.85－685,000円	A × 0.85－585,000円	A × 0.85－485,000円																																															
	770 万円超 1,000 万円以下	A × 0.95－1,455,000円	A × 0.95－1,355,000円	A × 0.95－1,255,000円																																															
	1,000 万円超	A－1,955,000円	A－1,855,000円	A－1,755,000円																																															
65歳以上 (昭和 36 年 1月 1 日以前 生まれ)	330 万円以下	A－1,100,000円	A－1,000,000円	A－900,000円																																															
	330 万円超 410 万円以下	A × 0.75－275,000円	A × 0.75－175,000円	A × 0.75－75,000円																																															
	410 万円超 770 万円以下	A × 0.85－685,000円	A × 0.85－585,000円	A × 0.85－485,000円																																															
	770 万円超 1,000 万円以下	A × 0.95－1,455,000円	A × 0.95－1,355,000円	A × 0.95－1,255,000円																																															
	1,000 万円超	A－1,955,000円	A－1,855,000円	A－1,755,000円																																															
	<p>※遺族年金・障害年金は非課税ですので、所得に算入する必要はありません。</p>																																																		
雑所得 (業務)	<ul style="list-style-type: none"> 報酬、原稿料、講演料、電気・水道等の検針料、シルバー人材センターの報酬等 <p>◎収入金額－必要経費＝雑所得(業務)</p>																																																		
雑所得 (その他)	<ul style="list-style-type: none"> 個人年金、互助年金、暗号資産取引等の上記(業務)以外のものによる収入 <p>◎収入金額－必要経費＝雑所得(その他)</p>																																																		
一時所得	<ul style="list-style-type: none"> 生命保険や損害保険の一時金、満期返戻金、賞金や懸賞当選金等の所得 <p>◎(一時金－必要経費－特別控除額 50 万円) × 1/2 = 一時所得</p>																																																		
譲渡所得	<ul style="list-style-type: none"> 資産の譲渡によって生じる所得 <p>◎収入金額－取得費及び譲渡費用－特別控除＝譲渡所得</p>																																																		

▽所得控除

社会保険料控除	◇申告者本人、又は生計を一にする配偶者その他の親族の国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料・任意継続の保険料等を支払った場合、全額が控除の対象となります。																																								
小規模企業共済等掛金控除	◇小規模企業共済制度に基づく掛金、確定拠出年金法に基づく個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済制度に基づく掛金を支払ったとき、全額が控除の対象となります。																																								
生命保険料控除	<p>◇生命保険料控除の対象となる生命保険料は、「一般の生命保険料」、「個人年金保険料」、および「介護医療保険料」に区分されます。</p> <p>◇一般生命保険・個人年金保険・介護医療保険のそれぞれの保険の区分ごとに、下表に基づき控除額を計算します（1円未満は切り上げ）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新制度のみの場合…新制度の計算方法に基づいて算出します。 ・旧制度のみの場合…旧制度の計算方法に基づいて計算します。 ・新旧両方が対象となる場合…新制度と旧制度を合算します。 <p style="text-align: right;">28,000円が適用上限額となります。</p> <p>◇生命保険料控除額全体（「一般生命保険料控除」<新・旧>+「個人年金保険料控除」<新・旧>+「介護医療保険料控除」）の上限額は7万円となります。</p> <p style="text-align: center;">控除額計算 (A+B) + (C+D) + E = 生命保険料控除額 (限度額 7万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>年間の支払保険料等</th> <th>一般生命分控除額 (A)</th> <th>個人年金分控除額 (C)</th> <th>介護医療分控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">旧制度</td> <td>15,000円以下</td> <td>支払保険料の金額</td> <td></td> <td rowspan="4">支払保険料等 × 0.5 + 7,500円</td> </tr> <tr> <td>15,000円超 40,000円以下</td> <td>支払保険料等 × 0.5 + 7,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>40,000円超 70,000円以下</td> <td>支払保険料等 × 0.25 + 17,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>70,000円超</td> <td>35,000円（上限）</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">新制度</td> <td>年間の支払保険料等</td> <td>一般生命分控除額 (B)</td> <td>個人年金分控除額 (D)</td> <td>介護医療分控除額 (E)</td> </tr> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>支払保険料の金額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>12,000円超 32,000円以下</td> <td>支払保険料等 × 0.5 + 6,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>32,000円超 56,000円以下</td> <td>支払保険料等 × 0.25 + 14,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>56,000円超</td> <td>28,000円（上限）</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		年間の支払保険料等	一般生命分控除額 (A)	個人年金分控除額 (C)	介護医療分控除額	旧制度	15,000円以下	支払保険料の金額		支払保険料等 × 0.5 + 7,500円	15,000円超 40,000円以下	支払保険料等 × 0.5 + 7,500円		40,000円超 70,000円以下	支払保険料等 × 0.25 + 17,500円		70,000円超	35,000円（上限）		新制度	年間の支払保険料等	一般生命分控除額 (B)	個人年金分控除額 (D)	介護医療分控除額 (E)	12,000円以下	支払保険料の金額			12,000円超 32,000円以下	支払保険料等 × 0.5 + 6,000円			32,000円超 56,000円以下	支払保険料等 × 0.25 + 14,000円			56,000円超	28,000円（上限）		
	年間の支払保険料等	一般生命分控除額 (A)	個人年金分控除額 (C)	介護医療分控除額																																					
旧制度	15,000円以下	支払保険料の金額		支払保険料等 × 0.5 + 7,500円																																					
	15,000円超 40,000円以下	支払保険料等 × 0.5 + 7,500円																																							
	40,000円超 70,000円以下	支払保険料等 × 0.25 + 17,500円																																							
	70,000円超	35,000円（上限）																																							
新制度	年間の支払保険料等	一般生命分控除額 (B)	個人年金分控除額 (D)	介護医療分控除額 (E)																																					
	12,000円以下	支払保険料の金額																																							
	12,000円超 32,000円以下	支払保険料等 × 0.5 + 6,000円																																							
	32,000円超 56,000円以下	支払保険料等 × 0.25 + 14,000円																																							
	56,000円超	28,000円（上限）																																							
地震保険料控除	<p>◇地震保険料控除の対象となる地震保険料は、契約の全てが地震等損害により保険金や共済金が支払われる損害保険契約等に該当する保険料および、平成18年12月31日までに契約を締結した長期損害保険契約に係る保険料（旧長期損害保険料）です。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>支払った保険料の区分</th> <th>支払った保険料の金額</th> <th>損害保険料控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">①地震保険料だけの場合</td> <td>50,000円以下</td> <td>支払った保険料 × 0.5</td> </tr> <tr> <td>50,000円超</td> <td>一律に25,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">②旧長期損害保険料だけの場合</td> <td>5,000円以下</td> <td>支払った保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>5,000円超 15,000円以下</td> <td>支払った保険料 × 0.5 + 2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,000円超</td> <td>一律に10,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">③地震保険料と旧長期損害保険料の両方がある場合</td> <td>(a) 地震保険料について①により求めた金額と、旧長期損害保険料について②により求めた金額の合計が25,000円以下の場合</td> <td>その合計額の全額</td> </tr> <tr> <td>(b) 上記(a)の合計額が25,000円超の場合</td> <td>一律に25,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1つの契約が、「地震保険」と「旧長期損害保険」のいずれにも該当する場合には、選択により、いずれか一方の保険しか控除の対象とすることできません。</p> <p>※1円未満の端数は切り上げます。</p>	支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	損害保険料控除額	①地震保険料だけの場合	50,000円以下	支払った保険料 × 0.5	50,000円超	一律に25,000円	②旧長期損害保険料だけの場合	5,000円以下	支払った保険料の全額	5,000円超 15,000円以下	支払った保険料 × 0.5 + 2,500円	15,000円超	一律に10,000円	③地震保険料と旧長期損害保険料の両方がある場合	(a) 地震保険料について①により求めた金額と、旧長期損害保険料について②により求めた金額の合計が25,000円以下の場合	その合計額の全額	(b) 上記(a)の合計額が25,000円超の場合	一律に25,000円																				
支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	損害保険料控除額																																							
①地震保険料だけの場合	50,000円以下	支払った保険料 × 0.5																																							
	50,000円超	一律に25,000円																																							
②旧長期損害保険料だけの場合	5,000円以下	支払った保険料の全額																																							
	5,000円超 15,000円以下	支払った保険料 × 0.5 + 2,500円																																							
	15,000円超	一律に10,000円																																							
③地震保険料と旧長期損害保険料の両方がある場合	(a) 地震保険料について①により求めた金額と、旧長期損害保険料について②により求めた金額の合計が25,000円以下の場合	その合計額の全額																																							
	(b) 上記(a)の合計額が25,000円超の場合	一律に25,000円																																							

- ◇ひとり親とは前年の12月31日の現況で婚姻をしていないこと又は配偶者の生死の明らかでない人のうち、次の3つの要件の全てに当てはまる方です。
- (1) 事実婚と同様の事情と認められる人がいない
 - (2) 生計を一にする子がいる
※この場合の子とは総所得金額等が58万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族となっていない人のことです。
 - (3) 合計所得金額が500万円以下であること。
- ◇寡婦とは前年の12月31日の現況でいわゆるひとり親に該当せず、次のいずれかに該当する人です。
- (1) 夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で、合計所得金額が500万円以下の人
 - (2) 夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない一定の人で、合計所得金額が500万円以下の人

ひとり親控除
寡婦控除

本人の性別	本人の所得金額	配偶関係	扶養親族等の有無	控除の区分	控除額
女性	500万円以下	死別	子がいる	ひとり親	30万円
			子以外の扶養親族がいる	寡婦	26万円
		離別	子・扶養親族なし	寡婦	26万円
	500万円以下	離別	子がいる	ひとり親	30万円
			子以外の扶養親族がいる	寡婦	26万円
		未婚	子がいる	ひとり親	30万円
500万円超		控除対象外			

※住民税の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある事実婚などのは対象外

- ◇申告者本人や同一生計配偶者や扶養親族が障害者である場合、下表の金額を控除できます。
- ①障害者・・・身体障害者手帳3~6級、療育手帳B、精神障害者保健手帳2・3級、要介護認定3
 - ②特別障害者・・・身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健手帳1級、要介護認定4・5

区分	控除額	
	本人	同一生計配偶者又は扶養親族
障害者	26万円	26万円
特別障害者	30万円	30万円
同居特別障害者		53万円

※同居特別障害者とは、特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、申告者本人や配偶者、生計を一にする親族のいずれかと常に同居している人のことです。

勤労学生控除

- ◇本人が学生で、自己の勤労に基づいて得た給与所得等があり、合計所得が85万円以下で、かつ、その合計所得金額のうち給与所得等以外の所得が10万円以下の場合は、勤労学生として26万円を控除することができます。

配偶者控除

- ◇申告者本人の合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者の所得が58万円以下の場合、配偶者控除の適用を受けることができます。控除を受ける場合、申告者本人の合計所得金額によって控除額が変動します。

区分	申告者本人の合計所得金額			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
一般の控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円	
老人控除対象配偶者※	38万円	26万円	13万円	控除適用なし

※老人控除対象配偶者とは昭和31年1月1日以前生まれの配偶者のことです。

◇生計を一にしている配偶者（他の納税者の「扶養親族」になっている人、および青色、白色事業専従者に該当する人を除く）の合計所得金額が58万円超133万円以下の場合は、以下の表により求めた金額を「配偶者特別控除」として控除することができます。ただし、この控除は、申告者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は適用されません。また、「生計を一にしている配偶者」であるかどうかは、前年12月31日（年の途中で死亡している場合は、その死亡の日）の現況により判定します。

配偶者特別控除	配偶者の 合計所得金額	申告者本人の合計所得金額			
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
控除適用なし	58万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円	
	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円	
	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円	
	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円	
	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円	
	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円	
	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円	
	130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円	
133万円超		控除適用なし			

◇「扶養親族」とは、申告者本人の親族（配偶者を除く）等で、前年12月31日（年の途中で死亡した人については、その死亡の日）の現況において生計を一にしている人（青色・白色事業専従者に該当する人を除く）のうち、前年中の合計所得金額が58万円以下の人のいます。

区分	対象者	控除額
一般	平成22年1月1日以前生まれで下記以外の人	33万円
特定扶養	平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれ	45万円
老人扶養	昭和31年1月1日以前生まれ	38万円
同居老親等	老人扶養のうち、申告者本人または申告者の配偶者の直系尊属（父母や祖父母）でかつ、常に同居をしている人	45万円

※16歳未満の方は控除の対象となりませんが、16歳未満の扶養親族がいる場合は、「16歳未満の扶養親族（控除対象外）」の欄に、16歳未満（平成22年1月2日以降生まれ）の扶養親族の人の氏名と個人番号を記入してください。記入がない場合、市県民税や国民健康保険税、児童手当や福祉サービス等、各種税金や公共サービス等に影響が出る場合があります。

◇生計を一にする年齢19歳以上23歳未満で、前年の合計所得金額が58万円超123万円以下の親族等がいる場合に所得控除の適用を受けられます。（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）

親族等の合計所得金額	控除額
58万円超95万円以下	45万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

日本国外に居住する控除対象扶養親族等

年齢30歳以上70歳未満の国外居住親族について、次のいずれにも該当しない場合は扶養控除等の適用および非課税限度額の適用対象外となります。

- ・留学により非居住者となった者
- ・障害者
- ・扶養控除等を申告する納税義務者からその年における生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

基礎控除	◇基礎控除は誰もが受けることができる控除です。ただし、合計所得金額が2,400万円を超えると控除額が段階的に減っていき、2,500万円を超える場合は控除の適用はありません。	
	合計所得金額	控除額
	2,400万円以下	43万円
	2,400万円超 2,450万円以下	29万円
	2,450万円超 2,500万円以下	15万円
	2,500万円超	適用なし
雑損控除	◇災害、盗難または横領によって生活用資産等に損害を受けたときに控除の対象となります。 ※雑損控除のある人は、瀬戸税務署で確定申告をしてください。	
医療費控除	◇申告者本人や配偶者やその他の親族のために、前年中に支払った医療費がある場合に控除を受けることができます。	
	通常の医療費控除	対象 申告者本人や生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費 控除額 (支払医療費 - 保険金等で補填される金額) - (総所得の5% 又は 10万円のいずれか少ない額) ※控除上限額 200万円
	セルフメディケーション税制	対象 申告者本人が次の①～⑥のいずれかの取り組みを行って、申告者本人や生計を一にする配偶者やその他の親族のために特定一般医薬品を昨年中に購入した場合 ①保険者（健康保険組合等）が実施する健康診査 ②市区町村が行う健康診査 ③予防接種 ④勤務先で実施する定期健康診断 ⑤特定健康診査・特定保健指導 ⑥市区町村が健康増進事業として実施するがん検診 控除額 (1年間の特定一般用医薬等の購入費の合計) - (保険金等で補填される金額) - 12,000円 ※控除上限額 88,000円

※なお、「通常の医療費控除」と「セルフメディケーション税制」の併用はできません。

▽税額控除

①調整控除

以下の区分に応じて計算した額が、市民税・県民税の所得割額から控除されます。

市民税・県民税の合計課税所得金額が200万円以下の人

次の①と②のいずれか少ない金額の5%（市民税3%、県民税2%）に相当する金額

①人的控除の差の合計額 ②市民税・県民税の合計課税所得金額

市民税・県民税の合計課税所得金額が200万円超の人

以下の計算式により、算出された額（ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円とします）

人的控除の差の合計額 - (合計課税所得金額 - 200万円) の5%（市民税3%、県民税2%）

※合計所得が2,500万円を超える場合は適用されません。

《所得税と市民税・県民税の人的控除の差》

控除の種類	金額
基礎控除	5万円
障害者控除	普通 1万円
	特別 10万円
	同居特別 22万円
ひとり親控除	父 1万円
	母 5万円
寡婦控除	1万円
勤労学生控除	1万円
扶養控除	一般 5万円
	特定 18万円
	老人 10万円
	同居老親 13万円

控除の種類	申告者の合計所得金額と控除差		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	一般 5万円	4万円	2万円
	老人 10万円	6万円	3万円

②配当控除

株式配当等の配当所得があるときは、その額に以下の率を乗じた額が市民税・県民税の所得割額から控除されます。

種類	課税標準額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	県民税	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%	0.8%	0.6%
特定証券	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%	0.3%
投資信託等	外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%	0.15%

※配当等の種類によっては、配当控除の適用がない場合があります。

※分離課税を選択した上場株式等に係る配当には、配当控除の適用がありません。

③住宅借入金等特別控除

所得税から控除しきれなかった住宅借入金等特別控除額(住宅ローン控除額)がある場合、住民税の所得割額から税額控除が受けられます。控除額の算出方法は次のとおりです。

(所得税における住宅ローン控除可能額)-(住宅ローン控除適用前の所得税額)=控除額

ただし、下表のとおり控除額の上限額が定められています。

居住開始年月	①	②	③
	平成21年1月から 平成26年3月まで	平成26年4月から 令和3年12月まで(注1)	令和4年1月から 令和7年12月まで(注2)(注3)
控除限度額	$A \times 5\%$ (最高97,500円)	$A \times 7\%$ (最高136,500円)	$A \times 5\%$ (最高97,500円)

※表中の「A」は、所得税の課税総所得金額等(課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額)です。

(注1) 住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税の税率が8%又は10%である場合に限ります。それ以外の場合は、

①の場合の控除限度額と同じです。

(注2) 令和4年中に入居した方のうち、住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税の税率が10%かつ一定期間内に住宅の取得等に係る契約を締結した場合は、②の場合の控除限度額と同じとなります。

(注3) 令和6年以降に建築確認を受ける住宅(登記上の建築日が同年6月30日以前のものを除く)または建築確認を受けない住宅で登記上の建築日が同年7月1日以降の住宅については一定の省エネ基準に適合している場合に限ります。

(※その他の詳しい要件・手続き等については、税務署へお問い合わせください。)

④寄附金税額控除

次のいずれかに該当する寄附金がある場合には、一定の額が市民税・県民税の所得割額から控除されます。

(ア) 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金(ふるさと納税など)

(イ) 岡山県共同募金会、日本赤十字社岡山県支部に対する寄附金

(ウ) 岡山県が条例で指定した団体に対する寄附金

※寄附した団体等から交付された寄附金の受領証等を添付または提示していただく必要があります。

【控除額の計算方法】

(1) 基本控除額 = (寄附金の合計額※1 - 2,000円) × (市民税6%・県民税4%)

※1 総所得金額等の30%が上限となります。

(2) 特例控除額※2 = (寄附金の合計額 - 2,000円) × (下表の割合) × (市民税3/5・県民税2/5)

※2 (ア)の場合のみ加算。市民税・県民税の所得割額(調整控除後)の20%が上限となります。

課税総所得金額一人的控除の差の合計額	割合	課税総所得金額一人的控除の差の合計額	割合
0円～1,950,000円	84.895%	9,000,001円～18,000,000円	56.307%
1,950,001円～3,300,000円	79.79%	18,000,001円～40,000,000円	49.16%
3,300,001円～6,950,000円	69.58%	40,000,001円～	44.055%
6,950,001円～9,000,000円	66.517%		

・0円未満となるまたは課税総所得金額がない場合は、この表とは異なる割合を用います。

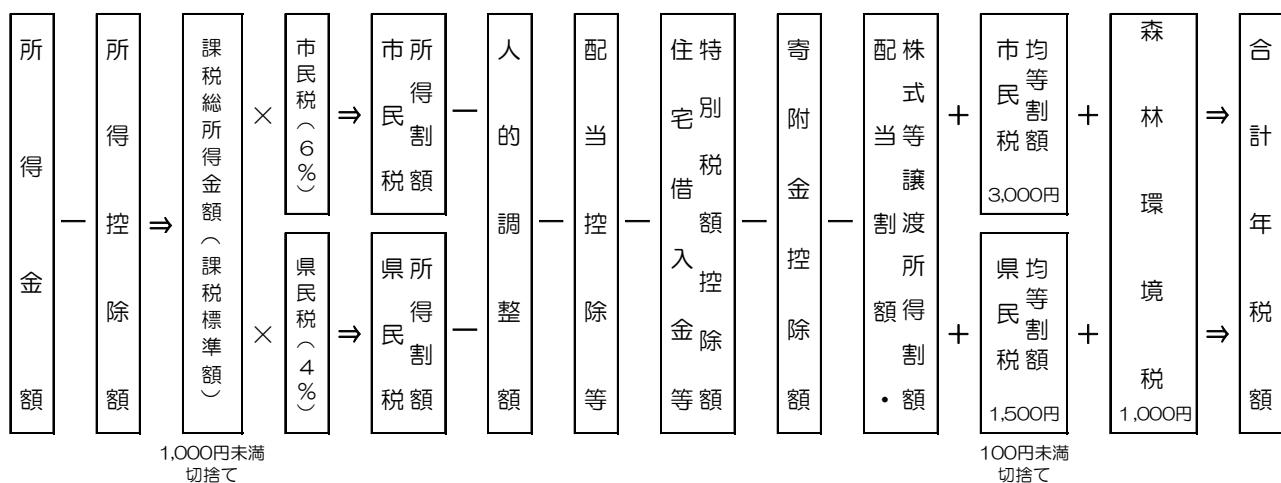
・ふるさと納税ワンストップ特例制度が適用される場合は、所得税および復興特別所得税における控除額に代えて、申告特例控除額が加算されます。

⑤配当割額又は株式等譲渡所得割の控除

特定配当等や源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡益等について申告があった場合は、配当等を受け取る際や株式等を譲渡する際に差し引かれた配当割額、株式等譲渡所得割額が市民税・県民税の所得割額(税額控除額)から控除されます。(控除割合は下表の通りです。)

区分	市民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

▽税額計算の流れ



《市民税・県民税の均等割額・森林環境税額》

市民税	3,000円
県民税	1,500円
森林環境税額	1,000円

※県民税には、「おかやま森づくり県民税」が含まれます。

▽個人住民税・森林環境税非課税限度額

○均等割・所得割・森林環境税が課税されない人

- ①生活保護法による生活扶助を受けている人
- ②未成年者（平成20年1月3日以降生まれで未婚）、寡婦、ひとり親、障害者に該当し前年の合計所得金額が135万円以下の人
※寡婦、ひとり親、障害者の人が非課税となるためには、申告が必要な場合があります。
- ③前年の合計所得金額が、次の（ア）もしくは（イ）の金額以下の人
(ア) 38万円
(イ) <同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合>
28万円×（同一生計配偶者+扶養親族の数+1）+10万円+16万8千円

○所得割が課税されない人（均等割・森林環境税のみ課税されます。）

- ①所得控除の合計額が総所得金額等を上回る人
- ②前年の総所得金額等が、次の（ア）もしくは（イ）の金額以下の人
(ア) 45万円
(イ) <同一生計配偶者または扶養親族がある場合>
35万円×（同一生計配偶者+扶養親族の数+1）+10万円+32万円

用語説明

- 「同一生計配偶者」とは…申告者本人と生計を一にする配偶者（他の人の扶養親族・事業専従者（青色・白色）を除く）で、前年中の合計所得金額が58万円以下の人。
- 「控除対象配偶者」とは…同一生計配偶者のうち、申告者本人の前年中の合計所得金額が1,000万円以下の人。

▽申告書の書き方

表面

個人番号(マイナンバー)・電話番号の記入を忘れずに!

各収入の収入
金額を記入し
てください。
(2~3ペー
ジ参照)

各所得の所得
金額を記入し
てください。
(2~3ペー
ジ参照)
収入がなかっ
た方は合計欄
に「0」と記入
してください

各所得控除の
金額を記入し
てください。
(4~7ペー
ジ参照)

裏面の記載事項も忘れずに記入してください。「〇円申告」の方は裏面の「15 前年中に所得のなかつた人の記入欄」への記入が必要です！

裏面

源泉徴収票がない方は、1月から12月までの日給、勤務日数、月収、賞与、年間収入の合計、勤務先に関する事項をここに記入してください。

6 給与所得の内訳

(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)

月	日 給	勤務日数	月 収
1			円
2			円
3			円
4			円
5			円
6			円
7			円
8			円
9			円
10			円
11			円
12			円
賞 与 等			円
合 計			円

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	支払者の「名前、及び法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円

事業(農業含む)、不動産所得について記入してください。
※「収支内訳書」の添付が必要です。

賞 与 等	合 計
	円
	円
	円
	円

8 配当所得に係る事項

配当所得の種類	支払者の「名前、及び法人番号又は所在地」等	支払確定年月	収入金額	必要経費
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円

国外株式等に係る外匯所得控除額

9 錫所得(公的年金等以外)に関する事項

種類	支払者の「名前、及び法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円

公的年金等以外(個人年金、報酬、印税等)について記入してください。
(3ページ参照)

10 総合課税・一時所得の所得金額に関する事項

総合課税	収入金額	必要経費	差引金額(一時所得控除額)	特別控除額	前年総額(特別控除額)
短 期	円	円	円	円	円
豆 紹					
特					

右上の「の金額を裏面の(1)の金額を裏面の(2)に記入してください。
右の(2)の金額を裏面の(3)の所得金額欄へ記入してください。」

二 合計 イ+[(ロ+ハ)×1/2]

11 事業専従者に関する事項

フリガナ	姓	名	性別	生年 月日	男・大 昭和 年 平成 年 令	専従者給与 (控除) 額
1 氏名	姓	名	性別	生年 月日	男・大 昭和 年 平成 年 令	専従者給与 (控除) 額
2 氏名	姓	名	性別	生年 月日	男・大 昭和 年 平成 年 令	専従者給与 (控除) 額
3 氏名	姓	名	性別	生年 月日	男・大 昭和 年 平成 年 令	専従者給与 (控除) 額

13 事業税に関する事項

非課税所得	所得金額
など	円
損益通算の特例適用前の不課税所得	円
事業の種類	円
事業の賃金の取扱い	円
前年中の開始・廃止	月 日
開業業	月 日
□ 他都道府県の事務所等	

12 別層の扶養親族等に関する事項

1 フリガナ	個人番号	住所	国外居住
2 フリガナ	個人番号	住所	国外居住

14 寄附金に関する事項

都道府県、市・区町村分(特別控除対象)	円
個別寄附金、特支給・贈与部、都道府県・市・区町村等の寄附金	
条例指定分	都道府県
	市・区・町・村

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。

15 前年中に所得のなかった人の記入欄

<input type="checkbox"/> 学生であった	
学校名	
<input type="checkbox"/> 次の者の扶養であった	
扶養者名	
位 所	
<input type="checkbox"/> 生活保護を受けていた	
<input type="checkbox"/> 連族年金、障害年金、雇用保険等を受給していた	
収入金額	円
「その他」	

収入がなかった方(0円申告)は記入してください。

16 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ	性別	生年 月日	男・大・昭 平成 年 令	特別算定者に該当する場合	就業	別居の場合の住所
氏名	性別	生年 月日	男・大・昭 平成 年 令	特別算定者に該当する場合	就業	別居の場合の住所

寄附金税額控除について記入してください。
(8ページ参照)

▽申告書の提出方法

●郵送または窓口に持参する場合（※作成済みの申告書）

- ・郵送先 赤磐市役所 税務課 市民税班（下記参照）
- ・持参窓口 本庁税務課、各支所市民生活課
- ・提出物 申告書、本人確認書類の写し、添付書類（2ページ「市県民税申告に必要なもの」参照）
- ・注意事項 添付書類は添付台紙に貼ってください。
内容確認で電話連絡をする場合がありますので、必ず申告書に電話番号の記入をお願いします。

●赤磐市の申告会場で申告する場合

- ・日程・会場 別紙「申告会場日程表」をご確認のうえ各会場へお越しください。
- ・持ち物 申告書、本人確認書類、添付または提示する書類（2ページ「市県民税申告に必要なもの」参照）

▽よくある質問 Q&A

Q1 市県民税申告書が送られてきたがなぜか？

A1 昨年、市県民税申告書を提出されている方や、申告をする必要があると考えられる方に送付しています。

Q2 昨年収入がなかったけど申告する必要があるの？

A2 原則として、収入がなかった方については申告の必要はありません。ただし、未申告の状態だと、所得の有無等の確認ができないため、所得（課税）証明書の交付ができません。また、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の軽減を受けられなかったり、公営住宅の家賃減免が受けられない等の公共サービスに影響がでる場合があります。このような場合には、収入がないことの申告（0円申告）をしていただく必要があります。

Q3 主婦でパートをしているけど税金はかかるの？

A3 収入金額によって所得税、住民税が課税されたり、配偶者控除や扶養控除の対象から外れる場合があります。（赤磐市の場合、給与収入で年間103万円を超えると住民税がかかります。また、123万円を超えると配偶者控除や扶養控除の対象から外れます。）※5、6ページ参照

Q4 医療費が戻ってくる制度があると聞いたが？

A4 所得控除の種類に「医療費控除」という制度がありますが、支払った医療費そのものが戻る制度ではなく、所得税や住民税が減額される制度です。支払った医療費が戻るものではありません。また、非課税の方や均等割のみ課税されている方は医療費控除をして住民税が減額されることはありません。※7ページ参照

Q5 個人年金をもらっているけど税金はかかるの？

A5 個人年金保険や郵便年金保険等の保険形式の個人年金は、公的年金等以外の雑所得になり、課税の対象となります。個人年金以外に収入があれば総合して申告する必要があります。また、生命保険契約等の満期で支払われる一時金は一時所得にあたる場合があります。※3ページ参照

【お問い合わせ・郵送先】

〒709-0898 岡山県赤磐市下市344番地 赤磐市役所 税務課 市民税班

TEL 086-955-0951(直通)